

「学校いじめ防止基本方針」

長崎県立佐世保工業高等学校定時制

1 学校いじめ防止基本方針

本「基本方針」は、2013年に国が定めた「いじめ防止対策推進法」に基づいて作成したものである。

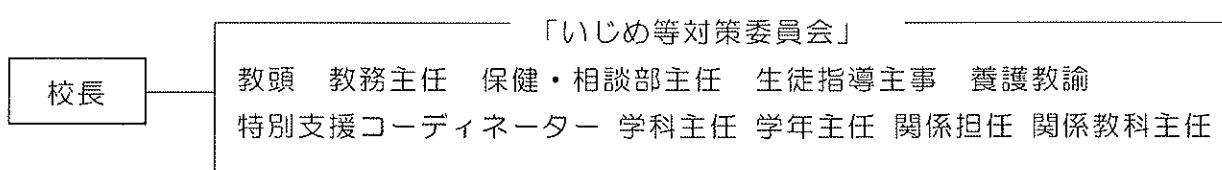
いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるということに鑑み、いじめの防止等のための対策及びいじめに対する措置を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 目指す生徒像

本校の教育方針（「命の尊さや、個人の尊厳を重んじ、自然と平和を大切にする態度を養う」）に基づき、他者を思いやり、いじめに対し自ら考え、行動し、他と協力することで問題を解決できる生徒の育成を目指す。

3 いじめ防止対策のための組織

（1）「いじめ等対策委員会（サポート委員会に含む）」の組織



（2）PTA 及び関係機関等との連携について

公表する本校のいじめ問題に関する対処方針や指導計画等については、PTA 及び関係機関に理解と協力を求め、本「基本方針」をいじめ防止の推進に取り組むための指針とする。また、学校と保護者との協議の場を PTA 役員会や PTA 総会等に設け、いじめ問題に関する情報交換や対処方法等についての意見交換を行う。

4 学校いじめ防止基本方針の内容

（1）いじめの防止

- いじめは重大な人権侵害であり、人間として許されない行為であるという認識を持って指導に当たる。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするがないよう、細心の注意を払って教育活動を行う。
- 日常の教育活動を通して、教師と生徒、生徒間の信頼関係を構築する。そのためには、生徒が安心できる場所を提供するとともに、人と関わる喜びを感じ取れるような教育活動を開催する。
- 授業や行事の中で、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じ取ることができるような場面を意識的につくっていく。特に「命を考える集会」に

おいては、道徳的実践力を養うとともにいじめ防止の意識を高めることができるような取組になるよう留意する。

- 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、保健・相談部を中心となり、全教職員が情報を共有するための場を設けるとともに、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- 定期的ないじめ防止に関する校内研修会を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- 保護者・PTAと連携体制を築くために、日常の教育活動の中で保護者との信頼関係を築いておく。また、いじめ根絶集会等を保護者へ公開し、いじめ問題等について協議する機会を設ける。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒に対し、県で養成したメディア安全指導員による講演など、必要な啓発活動を実施する。
- 特に配慮が必要な生徒（「発達障害を含む障害のある生徒」「海外から帰国、または国際結婚などの外国とつながる生徒」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」「震災や原発事故、風水害等の自然災害で避難している生徒」など）については、日常的に生徒の特性や状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の生徒に対して必要な指導を組織的に行う。
- 本「基本方針」は、必ず入学時や年度始めに生徒、保護者、関係機関等に説明したり、学校のホームページ等で公開したりして、保護者や地域の理解を得る。
- 本「基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る、また、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

（2）いじめの早期発見

- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等につとめ、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 生徒の生活実態について、年間6回の「いじめ・悩み調査」を実施する。また、個人面談等を通して生徒の生活実態のきめ細やかな把握に努める。
- 学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を継続して行う。

（3）いじめに対する措置

- 遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、「いじめを受けた生徒」や「いじめを知らせてきた生徒」の安全を

確保する。

- 発見・通報を受けた教職員はすぐに「関係職員（担任、保健・相談部）」に報告する。報告を受けた「担任と保健・相談部」は、関係生徒から話を聞き、「教頭、校長」に報告する。事案によっては、速やかに「いじめ等対策委員会（サポート委員会）」を起こし、その指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- 「いじめを受けた生徒」から事実関係の聴取を行う。被害生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、「いじめを受けた生徒」に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。保護者に対しては、確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- 「いじめたとされる生徒」からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせる。また、「いじめたとされる生徒」と面談する際は、いじめた行為の背景にあるものを把握することが必要である。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、保護者に対しては、確実な情報を迅速に伝え継続的な助言を行う。
- 必要に応じて「アンケート調査」等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。
- はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。
- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。その際に、事実確認のための資料として事実内容を学校で保存する。必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

平成 27 年 11 月改定

平成 29 年 5 月一部改定

平成 29 年 12 月一部改定